年　　月　　日

国立国会図書館長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　機関の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職・氏名

視覚障害者等用データの送信承認館申請書

　次のとおり、国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成25年国立国会図書館規則第6号）第9条第2項の規定により、視覚障害者等用データ送信サービスを通じて視覚障害者等用データの送信を受けることができる図書館等としての承認を申請します。

なお、送信を受けたデータの利用に当たっては、国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の規定を遵守いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 機関の名称（フリガナ） |  |
| 機関の名称 |  |
| 郵便番号 |  |
| 住所 |  |
| 連絡先部署及び担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |
| 機関の種類 | （いずれかの番号に○を付けてください。） |
|  | １．都道府県立図書館 | ２．政令指定都市立図書館 |
|  | ３．市区町村立図書館 | ４．大学図書館 |
|  | ５．点字図書館 | ６．学校図書館 |
|  | ７．その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 添付書類 |  ・設置根拠に係る資料 ・利用規則類 ・視覚障害者等へのサービス状況が分かる資料・指定管理者により管理されている機関の場合、指定管理契約に係る事項（指定管理者名及び指定期間等）を示す資料 |